

# 中山間地域等直接支払制度をめぐる事情

---

平成26年5月21日

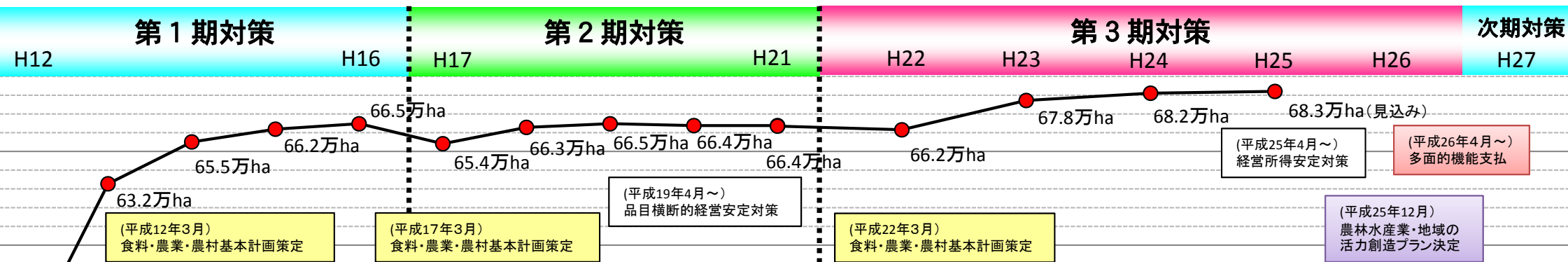
**農林水産省**

# 目 次

1.	中山間地域等直接支払制度のこれまでの経過	1
2.	第3期対策の実施状況①	2
3.	第3期対策の実施状況②	3
4.	第3期対策の実施状況③	4
5.	第3期対策の実施状況④	5
6.	第3期対策の実施状況⑤	6
7.	第3期対策の実施状況⑥	7
8.	中山間地域等直接支払制度の効果・評価（その①）	8
9.	中山間地域等直接支払制度の効果・評価（その②）	9
10.	中山間地域等直接支払制度の効果・評価（その③）	10
11.	日本型直接支払制度の創設	11
12.	日本型直接支払制度の法制化①	12
13.	日本型直接支払制度の法制化②	13
	〈参考〉	14

# 1 中山間地域等直接支払制度のこれまでの経過

- 本制度は、平成12年度に創設して以降、5年ごとに対策を実施。
- 時々の課題に対応して加算措置等を見直しながら実施することで、実施面積を確保。



## 次期対策への課題

### <今後とも継続実施すべき>

- 中山間地域等をめぐる状況に変化はなく、基本的に制度を維持。

### <他施策との連携が必要>

- 将来に向け農業生産活動を維持していく上で、他の施策と連携し、生産性向上や担い手の定着に向けた取組を推進することが重要。

## 2期対策での対応

### <体制整備単価を導入>

- ☆ 将来に向け農業生産活動を継続する前向きな取組を行う場合には、体制整備単価(100%)、それ以外は基礎単価(80%)を交付する仕組みを導入。

### <農地集積、法人化等に加算>

- ☆ 担い手に農地を集積する場合、耕作放棄地を復旧する場合、法人を設立する場合の加算措置を創設。

## 次期対策への課題

### <高齢化に協定維持が困難>

- 農村地域は他地域に比べ高齢化が20年早く進行し、将来、農業生産活動が困難と考える高齢農家の多くが協定から離脱していくことを懸念。

## 3期対策での対応

### <体制整備の新たな要件を創設>

- ☆ 高齢農家等が耕作等を継続することが困難となった場合に、その耕作等を集落ぐるみで助け合う仕組みを協定に位置づけた場合に、体制整備単価(100%)を交付する要件を創設。

### <団地要件を緩和>

- ☆ 「1ha以上の一団の農用地要件」を緩和(小規模な団地や飛び地を含め1ha以上あれば良い)。

### <小規模・高齢化集落支援加算を創設>

- ☆ 小規模農地が多く高齢化率も高い地域の農用地の保全を他の集落がサポートする場合、交付額を加算する措置を創設。

## 3期対策中の課題・対応

### <離島平坦地等への取組拡大> (H23～)

- 生産条件が不利な離島の平地等についても、傾斜地等と同等の支援を行えるよう知事特認制度を充実。

### <東日本大震災被災地での特例措置を創設> (H24～)

- 津波災害により生産条件が不利となった地域が平場であっても、交付金の対象とできるように制度を充実。

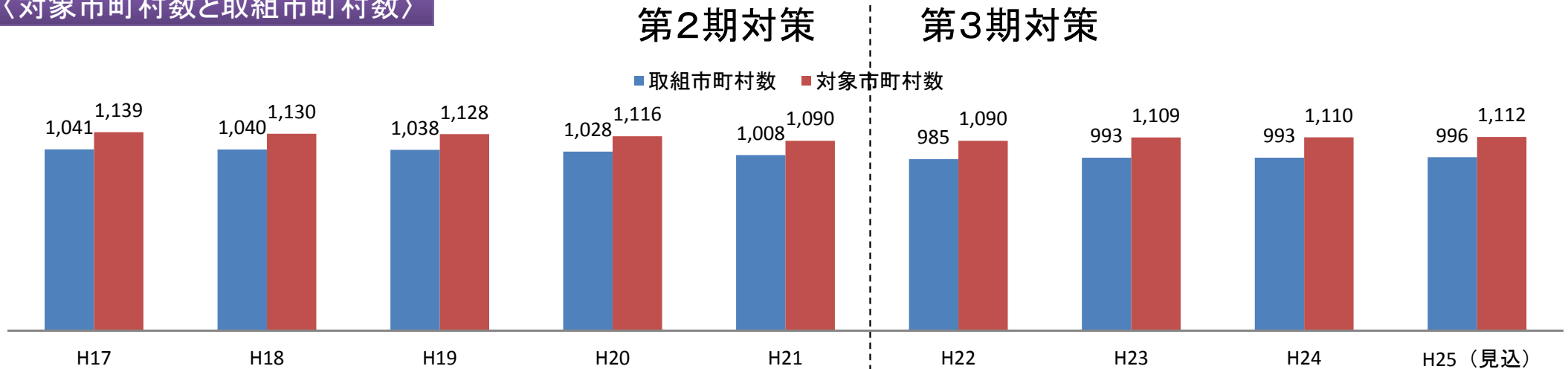
### <集落連携促進加算を創設> (H25～)

- 本制度に既に取り組んでいる集落がまだ取り組んでいない集落等と連携し、地域を担う人材を呼び込む活動等を行う場合に、その経費を支援する加算措置を創設。

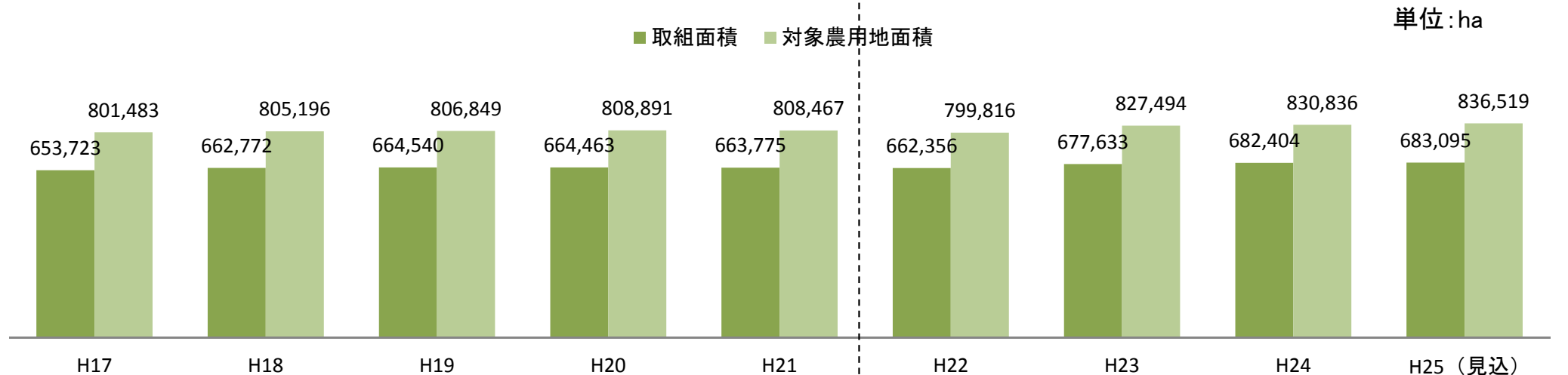
## 2 第3期対策の実施状況①

- 対象市町村数に対する取組市町村数の割合は90%程度で推移。
- 対象農用地面積は対策の変わり目に一旦減少したものの、取組面積は対象農用地面積の8割程度で推移。

### 〈対象市町村数と取組市町村数〉



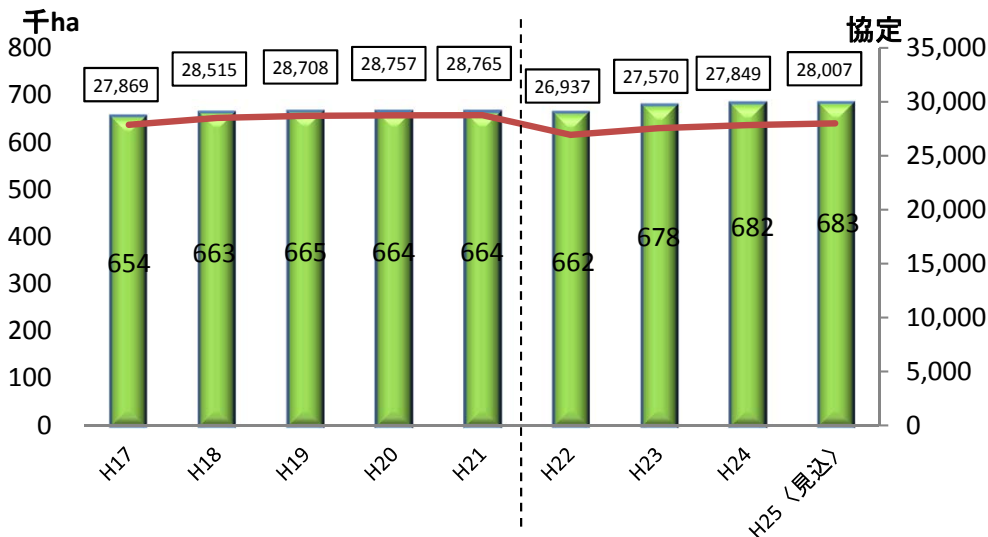
### 〈対象農用地面積と取組面積〉



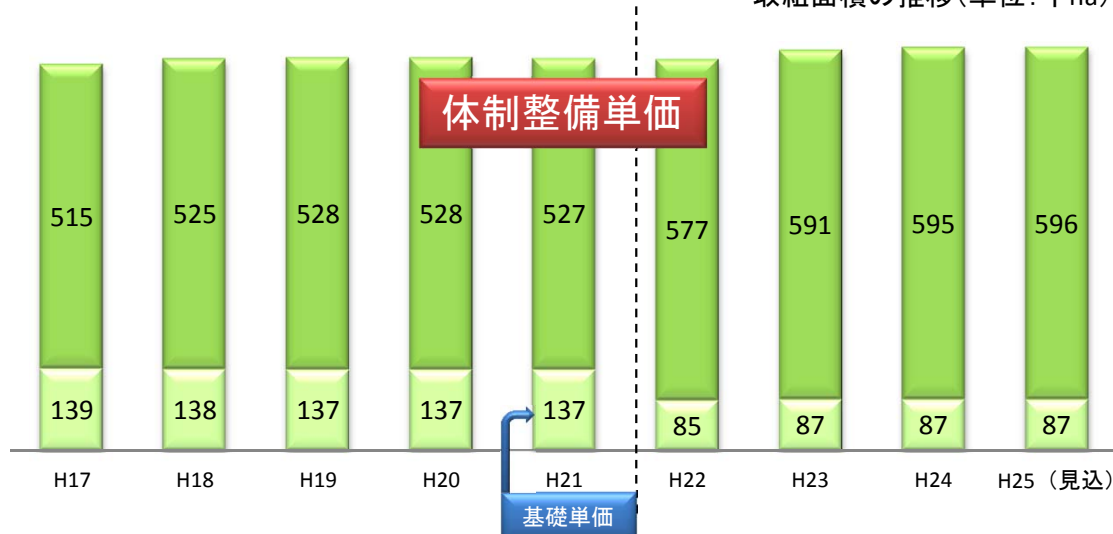
### 3 第3期対策の実施状況②

- 取組面積について、第3期対策においては、制度の定着や離島平坦地の知事特認等の活用により、25年度で68万3千haで実施。また、全体として基礎単価から体制整備単価へシフトする傾向。
- 協定数は、参加者数は減少傾向だが、協定数の減少については、高齢化により事務処理を担う者の不足から、協定を統合して事務処理対応を共同化する動きが進んだことによるもの。

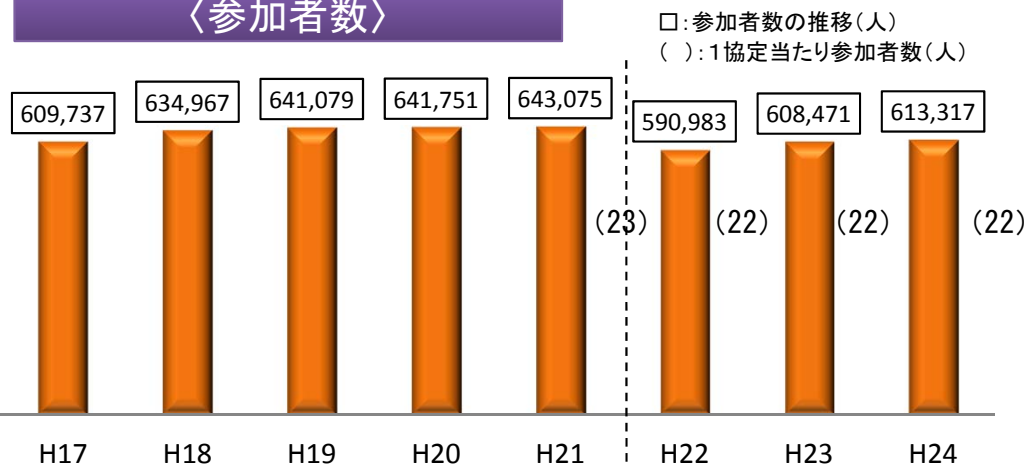
〈取組面積及び協定数の推移〉



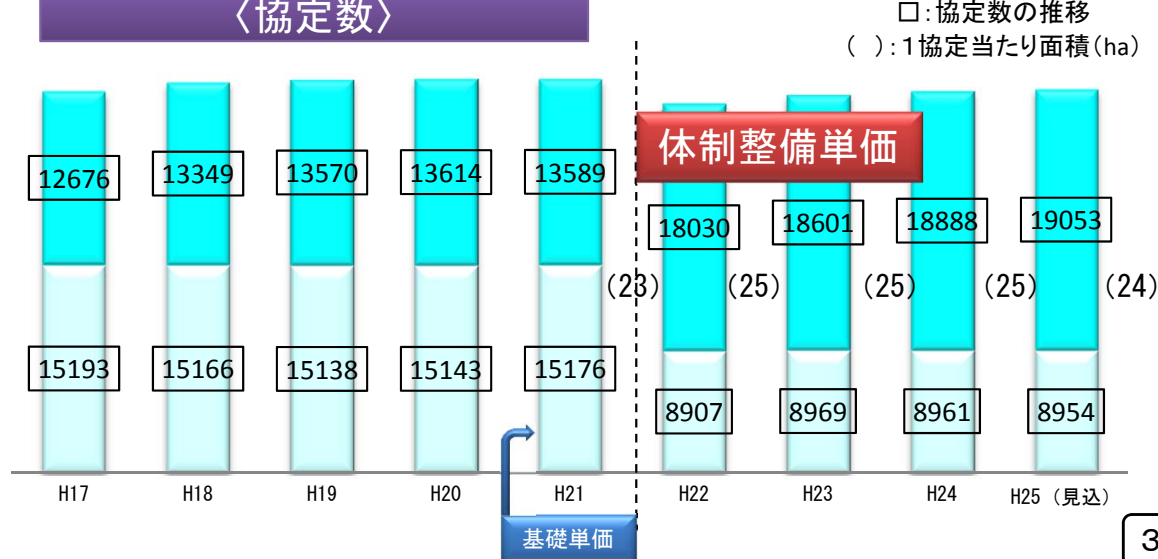
〈取組面積〉



〈参加者数〉



〈協定数〉

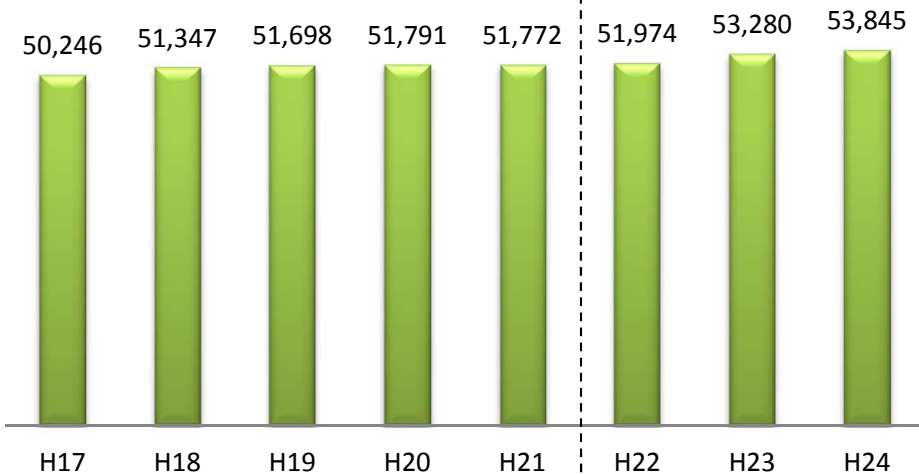


# 4 第3期対策の実施状況③

- 交付総額は、500億円程度で推移。
- 共同取組活動への配分割合は、第3期対策に入ってから低下傾向であるが、依然として過半で推移。一方、個人配分については、平成23年度から原則2分の1以上個人配分と指導したこともあり、徐々に増える傾向。
- 共同取組活動の支出内訳は、農道・水路管理、農地管理など、必須活動への支出が約4割を占め、その他、共同利用機械の購入費などのハード整備に約10%、鳥獣害防止に約5%費、役員報酬・研修会等費に約9%という状況。

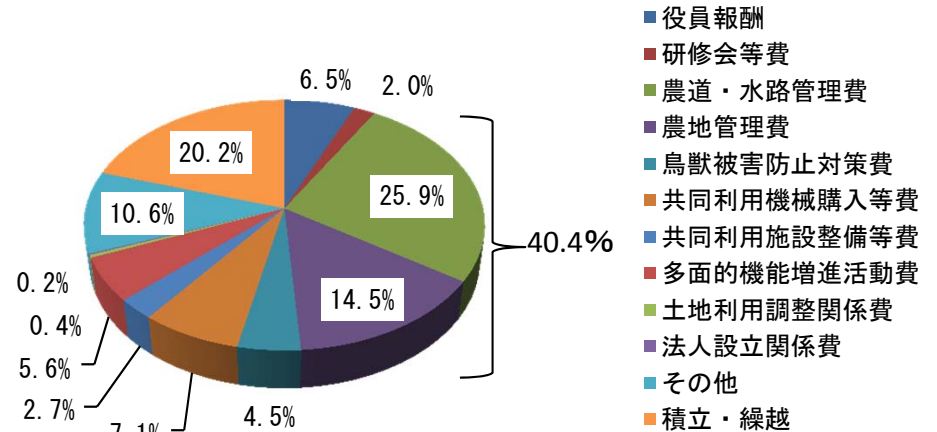
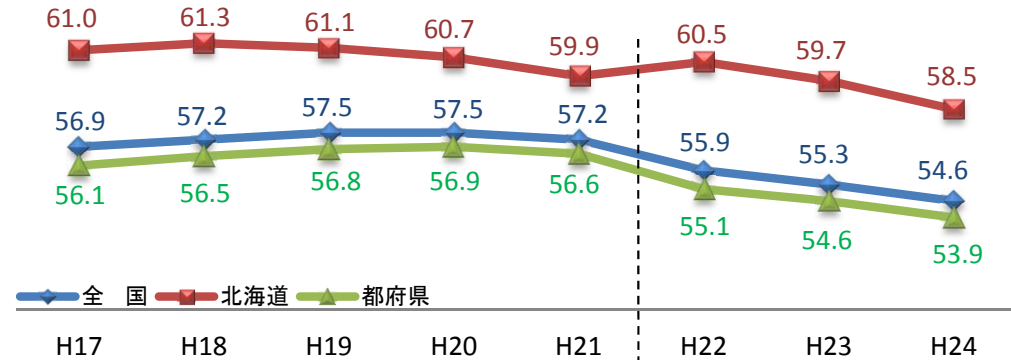
## 〈交付総額〉

交付総額の推移(単位:百万円)



## 〈交付金の使途〉

共同取組活動への配分割合



# 5 第3期対策の実施状況④

- 集落マスタープランにおいて集落が目指すべき将来像としては、特定の経営体や集落営農の組織化による農業生産体制の整備に比べ、形にこだわらずとにかく将来に向け持続的な農業生産活動等の体制を整備していこうとする集落が最も多い。
- そのための活動方策においても、「集団的かつ持続可能な体制整備」が最も多い。
- 実際の活動においても、農地の法面管理、農作業の委託、景観作物の作付等基礎的な活動の実施が多い。

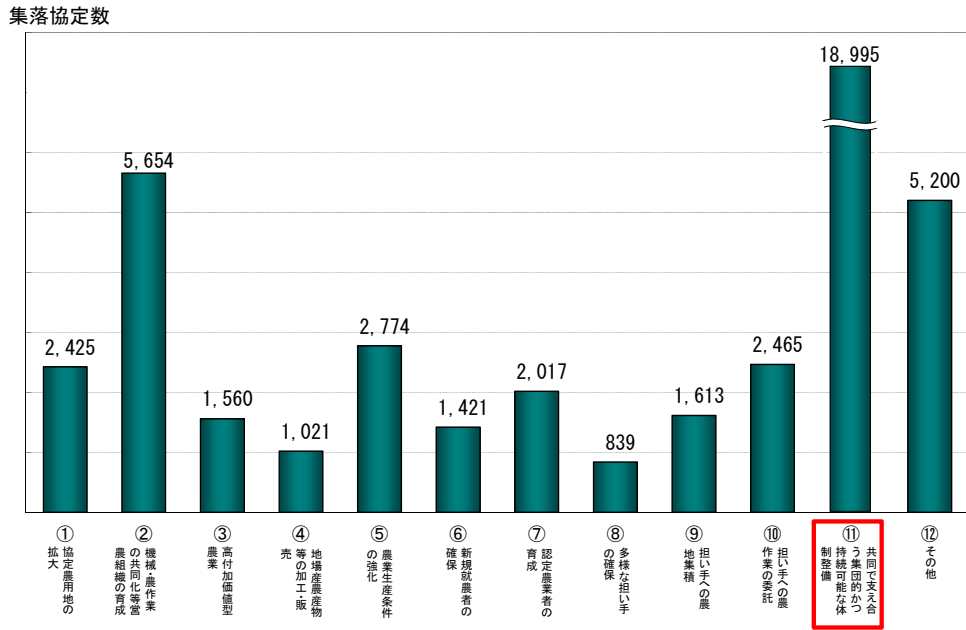
## 集落マスタープラン

※ 集落マスタープランとは、協定書の記載事項の一つで、集落が、本制度に取り組む前提として、目指すべき将来像と、そのための活動方策を規定したもの。

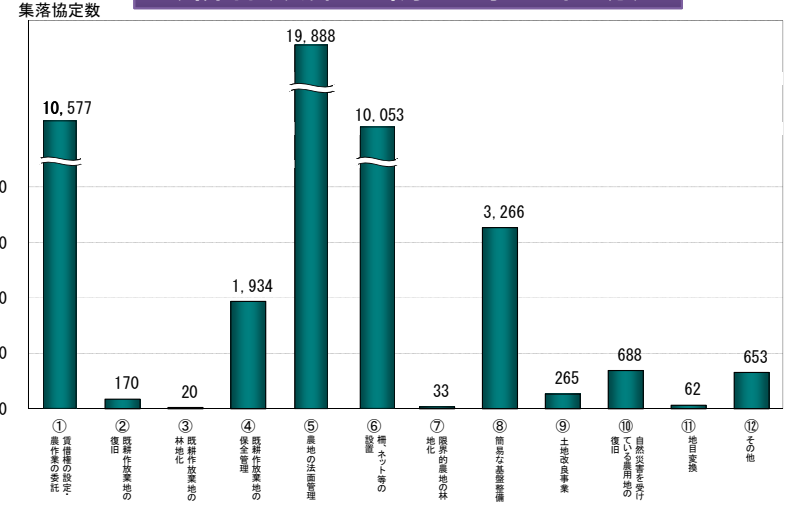
集落の目指すべき将来像

	集落協定 総数	①集積対象 者を核とし た農業生産 活動等の体 制整備	②集落ぐる みの農業生 産活動等の 体制整備	③地域の実 情に即した 持続的な農 業生産活動 等の体制整 備	④その他
協定数	27,352	4,820	11,421	14,191	4,703
(割合)	(100.0%)	(17.6%)	(41.8%)	(51.9%)	(17.2%)

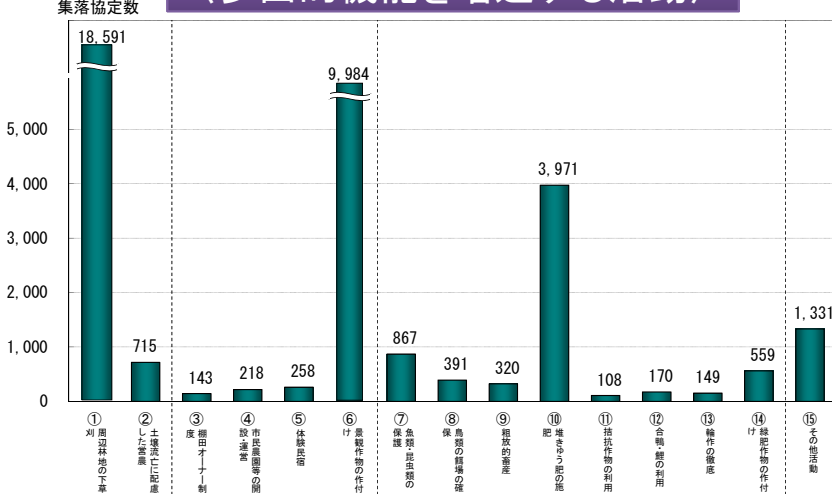
## 〈集落マスタープランにおいて位置づけている活動方策〉



## 〈耕作放棄の防止等の活動〉



## 〈多面的機能を増進する活動〉



協定で定めることとなっている必須活動

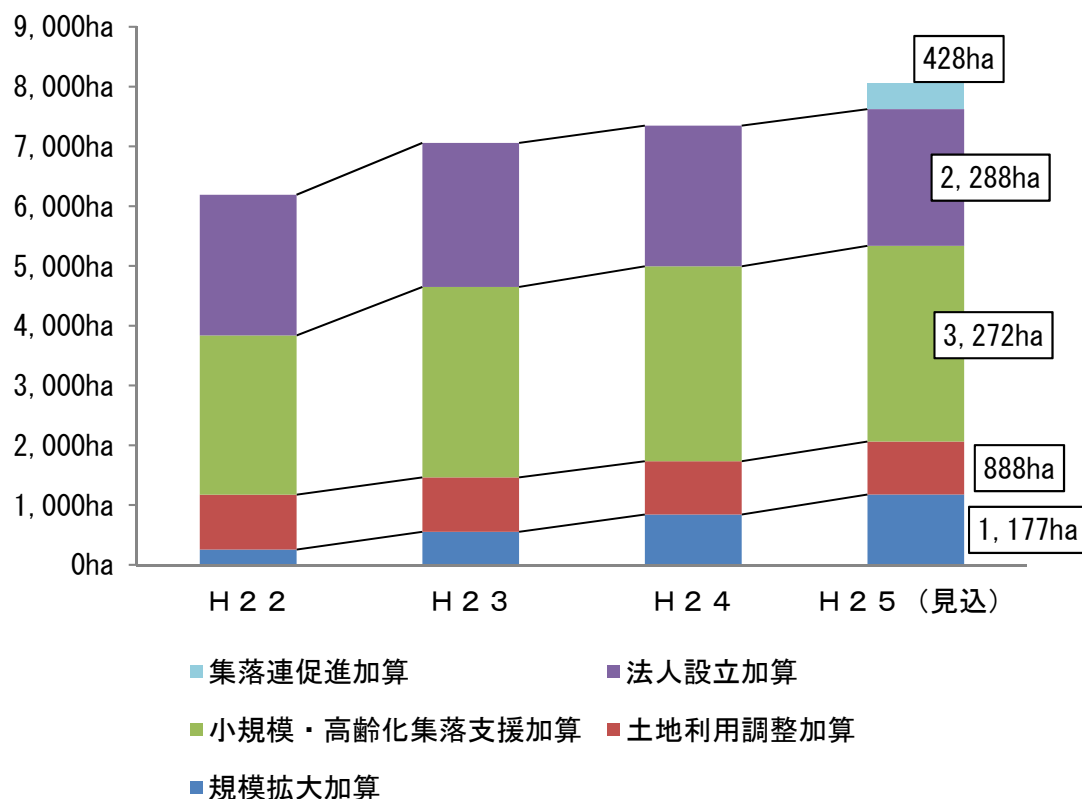
## 6 第3期対策の実施状況⑤

### 加算措置への取組の推移

- 加算措置については、第3期から創設した小規模・高齢化支援加算を筆頭に徐々に取組が拡大。
- 25年度から新たに創設した集落連携促進加算については、これまで本制度に熱心に取り組んで来た広島県、山口県などで活用。

### 25年度(見込)における実施状況

#### 加算措置の活用状況（取組面積）



加算措置	内容	実施道府県
集落連携促進加算	集落同士が連携し、新たな人材呼び込み等の活動を行う場、協定面積全体に加算	7県 新潟県, 広島県, 岩手県, 山梨県, 京都府, 熊本県, 徳島県
法人設立加算	集落営農等を法人化する際に協定面積全体に加算	20県 広島県, 山口県, 新潟県, 島根県等
小規模・高齢化集落支援加算	協定集落が、小規模集落の農地を取り込み、農業生産活動等を行う場合、新たに取り込んだ面積に加算	25県 広島県, 山口県, 新潟県, 島根県, 高知県, 石川県, 大分県等
土地利用調整加算	農地の利用調整について話し合い、担い手に利用権設定等を行う場合、協定面積全体に加算	19県 岩手県, 山口県, 島根県, 鹿児島県,
規模拡大加算	担い手に利用権設定等した面積に加算	27県 広島県, 山口県, 島根県, 新潟県等

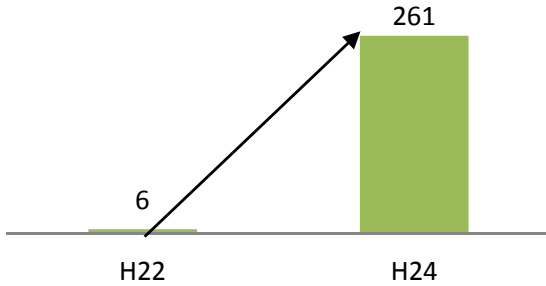
# 7 第3期対策の実施状況⑥

## 離島の平坦地における都道府県特認基準の活用状況

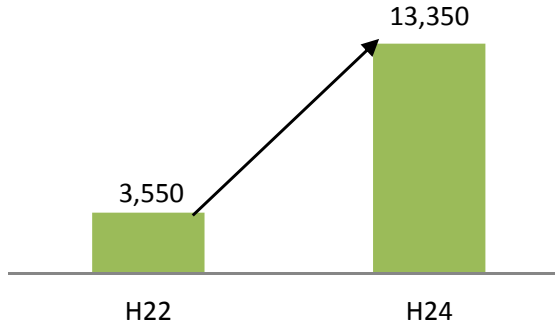
○ 離島の平坦地における都道府県特認基準の活用により、離島をかかえる新潟県、島根県等6県で取組が拡大。

### ○ 特認基準(離島の平坦地)活用による取組の拡大

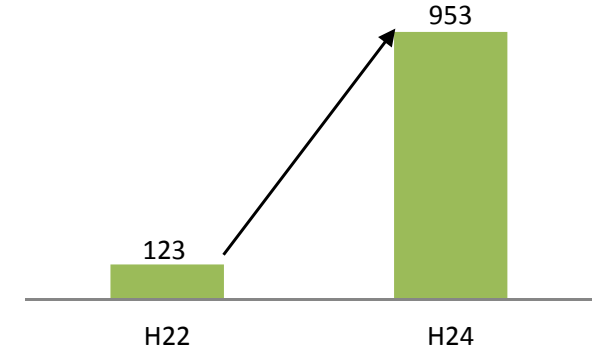
協定数H22→H24 (55協定増加)



交付面積(ha)H22→H24 (9,800ha増加)



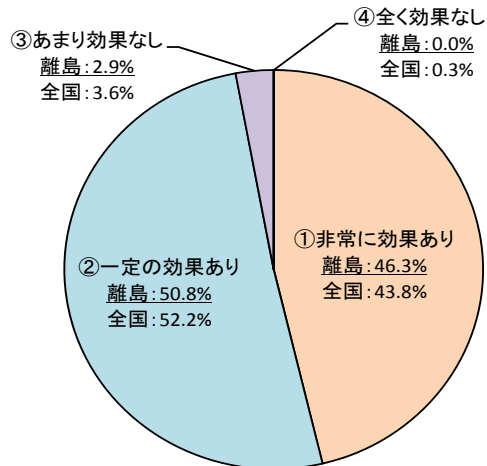
交付金額(百万円)H22→H24 (830百万円増加)



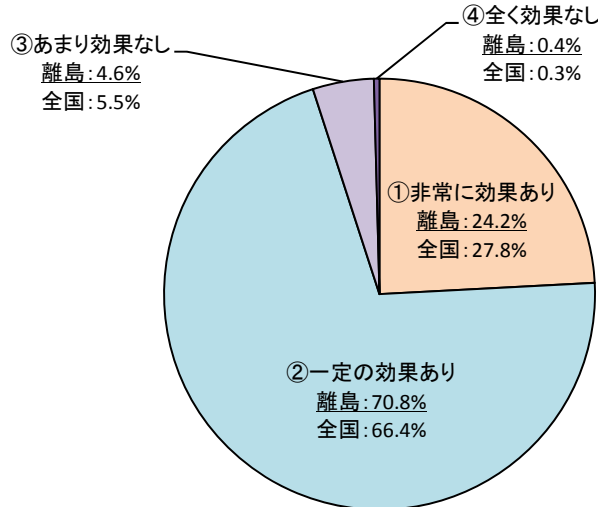
- ※1 実施状況の集計対象は、離島の平坦地等を特認農用地とすべく特認基準を設定した、新潟県、島根県、山口県、長崎県、鹿児島県、沖縄県の6県。
- ※2 実施市町村は、佐渡市(新潟県)、海士町、隠岐の島町(島根県)、萩市(山口県)、佐世保市、平戸市、対馬市、壱岐市、五島市、小値賀町(長崎県)、長島町(鹿児島県)、うるま市、粟国村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、多良間村、与那国町(沖縄県)の20市町村。
- ※3 H22の実施状況は、沖縄県の特認基準(沖縄本島から離れていることで農業生産条件の不利な農用地:南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、多良間村、与那国町)に該当する地域の取組であり、H24の実施状況は、※1の基準に該当する地域の取組。

### ○ 特認基準適用地域における効果(261協定)【中間年評価結果】

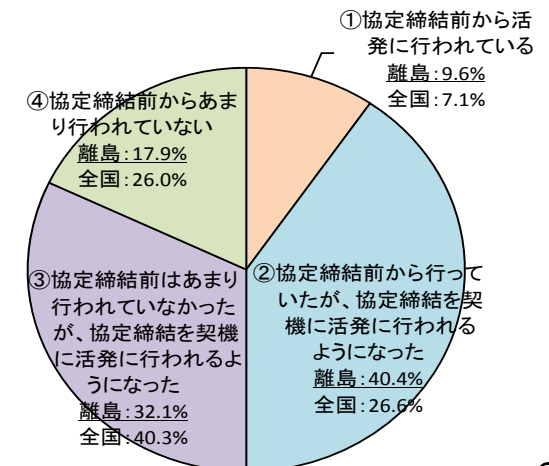
#### 耕作放棄の防止効果



#### 地域等の活性化効果



#### 集落の活性化等に向けた話し合いの変化



# 8 中山間地域等直接支払制度の効果・評価(その①)

- 中山間地域等直接支払制度の実施により、68万haの農用地が保全された他、推計では、約7.8万haの農用地の減少防止、約3.3万haの耕作放棄発生防止に寄与。協定に定められた活動として、機械・農作業の共同化、協定農用地の拡大等の取組が行われたこともあり、集落活動の規模拡大、集落営農の法人化にも貢献。
- 一方、協定参加者の平均年齢は63歳で、役員では一定程度世代交代も進んでいるものの、今後人口減少社会を迎える中で、将来に向け、協定参加者の確保が課題。

## 〈耕作放棄の発生防止等〉

- ① 本制度により保全されている農用地面積 68万ha
- ② 本制度による農用地の減少防止面積 約7.8万ha
- ③ 本制度による耕作放棄地の発生防止面積 約3.3万ha

※ ①②は平成25年3月末時点、③は第2期対策最終評価(平成21年8月)。  
 ※ ②③については、仮に本制度を実施しなかった場合に、農用地の減少及び耕作放棄地が発生したと仮定した面積を推計。

## 〈集落活動の規模が拡大〉

○ 集落協定の協定面積規模別協定数 (協定数)

	H17	H22	H23	H24	
集落協定数	27,435	26,490	27,094	27,352	
50ha以上	937	932	977	990	
5ha以上 50ha未満	15,518	15,922	16,336	16,553	1,035増
5ha未満	10,980	9,636	9,781	9,809	1,171減

## 〈集落営農の法人化推進〉

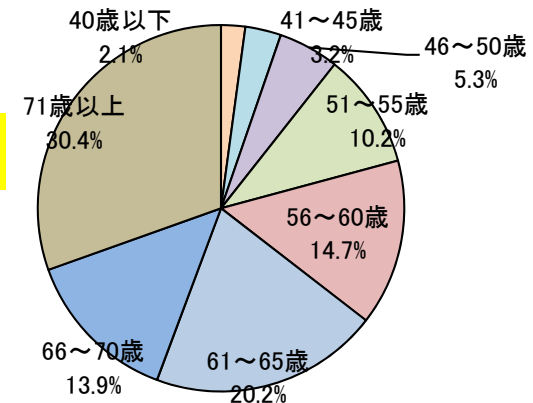
○ 集落協定の類型別参加者数

	H17	H22	H23	H24	
参加者数計	609,303	590,536	607,995	612,820	
農業者	578,099	553,073	568,354	572,336	
法人	1,677	3,237	3,439	3,699	2,022増
その他	29,527	34,226	36,202	36,785	

## 〈高齢化の進行〉

【協定参加者の年齢構成】

平均年齢:63歳



## 〈協定役員の世代交代の動き〉

第2期役員 の平均年齢 (現在)	第3期役員 の平均年齢								第2期~第3期の役員 の動向			
	40歳以下	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61~65歳	66~70歳	71歳以上	計	世代交代 (割合)	継続	高齢化
	40歳以下	10	6	7	4	3	2	2	1	35	- (0%)	10
41~45歳	10	38	35	29	29	15	4	1	161	10 (6%)	38	113
46~50歳	4	41	158	238	156	47	15	2	661	45 (7%)	158	458
51~55歳	6	27	125	1,022	916	386	63	8	2,553	158 (6%)	1,022	1,373
56~60歳	6	23	85	808	2,869	1,573	279	31	5,674	922 (16%)	2,869	1,883
61~65歳	17	24	54	459	1,825	4,220	1,184	148	7,931	2,379 (30%)	4,220	1,332
66~70歳	5	7	20	125	524	1,581	2,143	324	4,729	2,262 (48%)	2,143	324
71歳以上	3	10	10	48	212	514	919	770	2,486	1,716 (69%)	770	-
計	61	176	494	2,733	6,534	8,338	4,609	1,285	24,230	7,492 (31%)	11,230	5,508

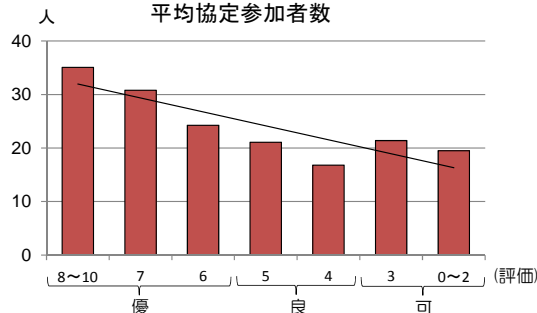
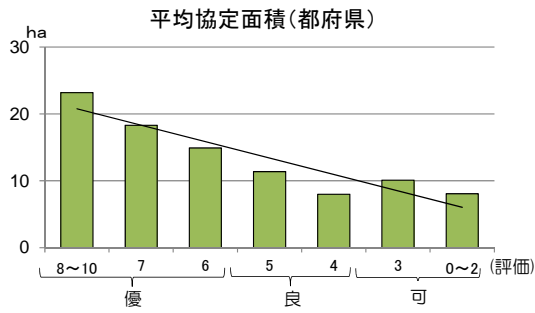
- 本表は、第2期対策時の役員の平均年齢毎の協定数を縦軸に、第3期対策時の役員の平均年齢毎の協定数を横軸に表したものの。
- 第2期対策時の役員の平均年齢が「71歳以上」だった協定数は2,486で、当該協定数の第3期対策時の役員の平均年齢の分布は横軸に示したものとなる。2,486のうち第3期対策時も平均年齢が「71歳以上」の協定は770で、その他は「40歳以下」が3、「41歳~45歳」が10となる。したがって、770以外は平均年齢が下がっており、世代交代の割合は69%となる。

# 9 中山間地域等直接支払制度の効果・評価(その②)

- 中山間地域等直接支払制度の平成24年度中間年評価によると、協定活動はおおむね順調に実施され、協定の規模が大きいほど活動の評価が高い傾向。
- 集落代表等へのアンケート結果では、本制度の実施が、耕作放棄の防止等に効果があったという声が多数。

## 〈協定活動の適切な実施〉

※ 平成24年度の集落協定27, 352について、それぞれの活動が適切に実施されているか否か等の基準により評価し、その結果をもとに、各協定を、優、良、可、不可で評価



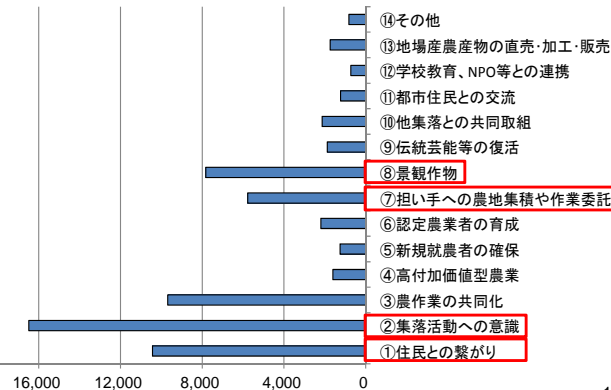
※ 優・良・可の評価を受けた協定の平均面積を比較

※ 優・良・可の評価を受けた協定の平均参加人数を比較

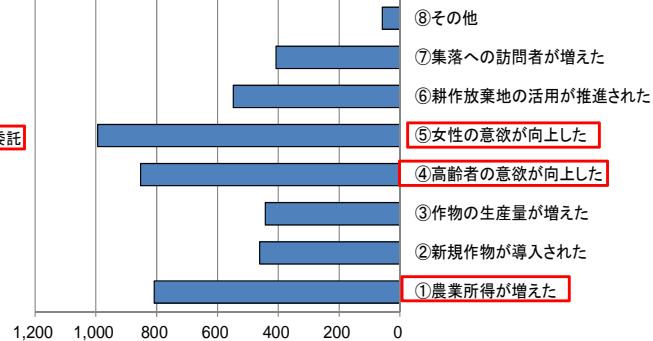
※ 不可の評価を受けた協定はなし。

## 〈集落活動の活性化〉

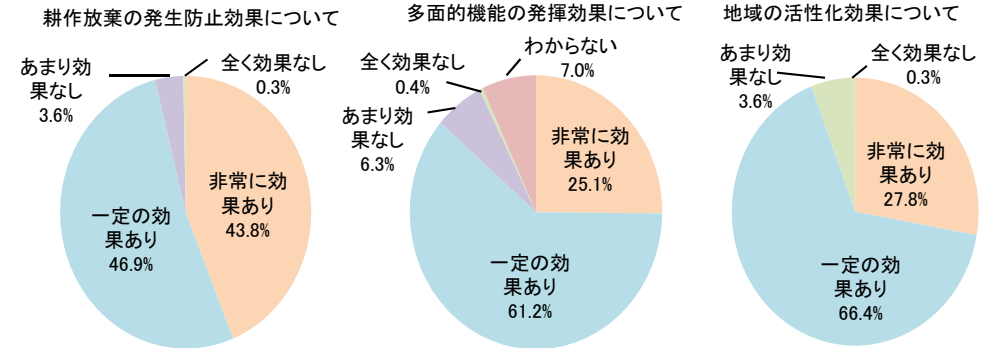
協定締結前からの変化



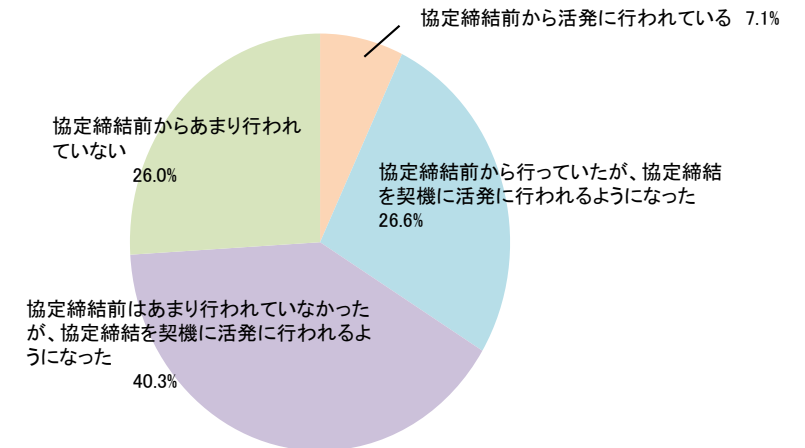
地場産農産物の直売及び加工・販売の効果



## 〈耕作放棄の防止効果等〉



## 〈地域コミュニティの強化〉

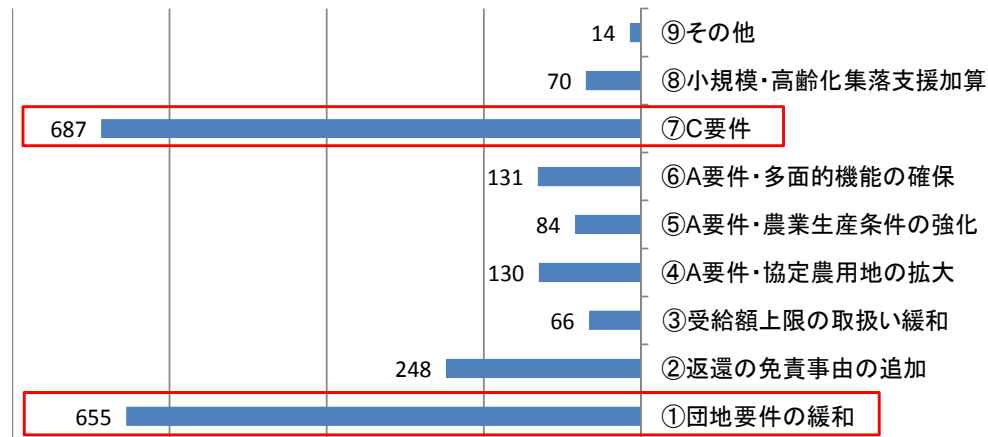


# 10 中山間地域等直接支払制度の効果・評価(その③)

- 第3期対策で新たに導入した項目のうち、市町村からの評価が高かったのは「C要件」のほか、対象となる農地について、飛び地であっても合計1ha以上で対象要件を満たすこととした「団地要件の緩和」。
- 本制度の継続について、集落・市町村ともに「強く継続を望む」、「できれば継続を望む」という意見が多い。

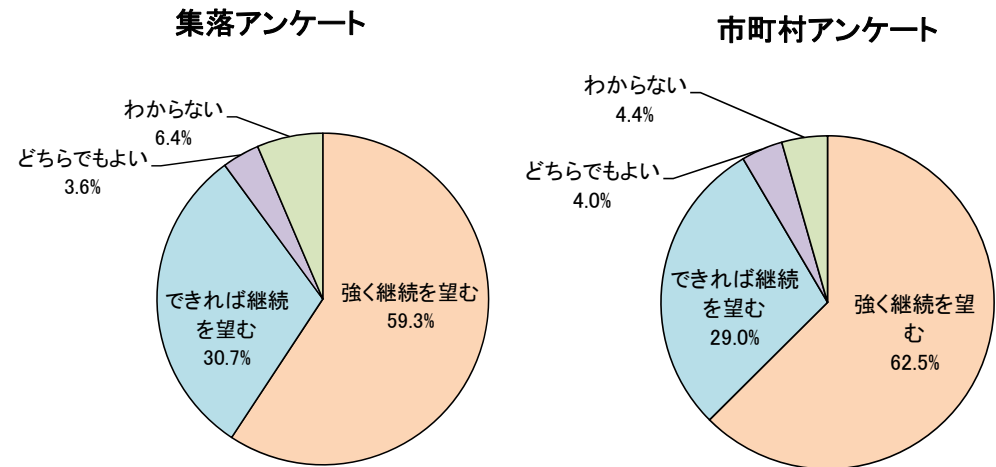
## 〈第3期対策への評価〉

- 第3期対策で導入した取組で効果の高いもの(市町村アンケート結果)



## 〈制度の継続〉

- 制度の継続についての集落・市町村へのアンケート結果



(注) C要件(集団的かつ持続可能な体制整備(集団的サポート型))とは、農業生産活動の継続が困難となった場合に備えて、あらかじめ誰がどのように管理するのかを集落協定に位置付けておくこと。

# 11 日本型直接支払制度の創設

- 平成25年12月に決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき日本型直接支払を創設し、中山間地域等直接支払制度については、新たな多面的機能支払、従来からある環境保全型農業直接支援とともに、その一つとして実施中。
- 中山間地域等直接支払制度は、基本的枠組みを維持することとし、26年度も現行どおり実施。

農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）

多面的機能の維持・発揮

日本型直接支払い制度の全体像

多面的機能支払48,251百万円

農地維持支払

創設

多面的機能を支える共同活動を支援します。  
※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し。

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保安全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

資源向上支払

組替

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
  - ・植栽による景観形成、ビオトープづくり
  - ・施設の長寿命化のための活動 等
- ※現行の農地・水保安全管理支払を組替え・名称変更



水路のひび割れ補修



植栽活動

中山間地域等直接支払  
28,474百万円

現行制度  
維持

中山間地域等の条件不利地域（傾斜地等）と平地とのコスト差（生産費）を支援



中山間地域  
（山口県長門市）

環境保全型農業直接支援  
2,646百万円

現行制度  
維持

環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援。



カバークロップ  
（緑肥）の作付

# 12 日本型直接支払制度の法制化①

- 中山間地域等直接支払制度を含む日本型直接支払については、来年度から法制化すべく今国会で審議中。
- 27年度からは、法律に基づく制度となり、国が作成する基本指針を始め、県の基本方針、市町村の促進計画の下で実施する予定。
- 国、県、市町村の交付ルート等現行の枠組みは維持して実施する予定。

## 「多面的機能の発揮の促進に関する法律案」の概要

### 制度の仕組み

1. 農林水産大臣による「基本指針」の策定（第4条）

2. 都道府県知事による「基本方針」の策定（第5条）

3. 市町村による「促進計画」の作成

市町村は、基本方針に即して、農業の有する多面的機能発揮を促進する事業（日本型直接支払の対象となる取組）の実施を促進する計画を作成（第6条）

4. 農業団体等による事業計画の作成・実施

農業者の組織する団体等は、3の事業を実施する計画を作成し、市町村に認定申請。認定された事業計画に基づき事業を実施

＜日本型直接支払の対象となる取組＞（第3条）

①農地、農業用水等の保全のための地域の共同活動により行われる次の取組

【多面的機能支払に相当】

イ 水路、農道、農地法面等の機能を維持するための取組  
（農地維持支払に相当）

ロ イの機能を増進するための改良、補修等の取組  
（資源向上支払に相当）

②中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組  
【中山間地域等直接支払に相当】

③自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組  
【環境保全型農業直接支援に相当】

## 中山間地域等直接支払制度における法制化前後の対比

### ＜指針や計画の作成手続＞

項目	平成26年度 〔中山間地域等直接支払単独の枠組〕	平成27年度～ 〔日本型直接支払全体の枠組み〕
制度の根拠	予算措置として実施	法律に基づき実施
国	（実施要領・運用の作成）	基本指針の作成 （実施要領・運用の作成）
都道府県	（特定地域・特認農用地の設定）	基本方針の作成 （特定地域・特認農用地の設定）
市町村	（基本方針の作成）	促進計画の作成、事業計画の認定
農業者等	農業者間で協定締結	事業計画の作成

### ＜交付ルート等＞

項目	平成26年度	平成27年度～
交付ルート （国費）	国→都道府県→市町村→集落等	国→都道府県→市町村→農業者団体等
交付単価	実施要領・運用で定める	実施要領・運用で定める

# 13 日本型直接支払制度の法制化②

- 法制化後も、5年間の活動等について農業者等が集落協定を締結する現行制度を維持する方針。
- 農業者等は法律に基づき作成する事業計画に集落協定を添付し、市町村の認定を申請。
- 事業計画書の詳細は、現場の事務負担を考慮しながら、詳細な内容を今後検討。

## (検討方針)

- 農業者等は、現行制度と同様、協定を締結し、法律に基づく事業計画書に集落協定を添付して市町村に認定を申請
- 計画書にはこれまでどおり、以下のような事項を記載することを検討
  - ・目的
  - ・協定の対象となる農用地の範囲
  - ・交付金の使用方法等
- 現行と同様、5年間以上の農業生産活動の継続が要件
- 耕作放棄地が発生した場合は、全額遡及返還

## [事業計画書のイメージ]

事業計画書申請書

〇〇に基づき事業計画の認定を受けたいので、下記のとおり申請する。

- 多面的機能支払
- 中山間地域等直接支払
 

集落名	〇〇集落
認定	平成〇〇年〇月〇日
変更	平成〇〇年〇月〇日

※集落協定書を添付
- 環境保全型農業直接支援

集落協定

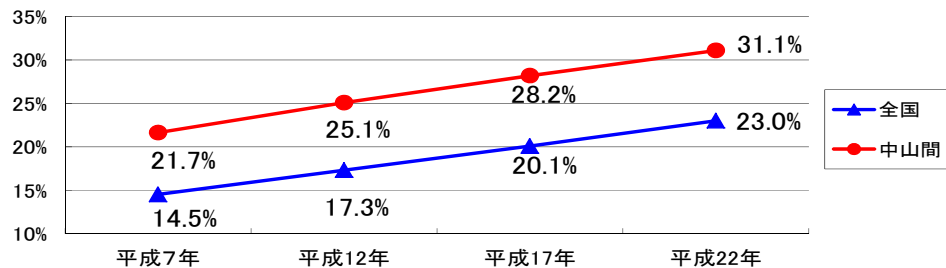
- 目的
- 協定の対象となる農用地の範囲
  - 所在地等
  - 協定農用地
  - 交付単価
- 構成員の役割分担
  - 農用地の管理方法
  - 集落協定の管理体制
- 集落マスタープラン
  - 集落における将来像
  - 将来像を実現するための目標と活動計画
- 農業生産活動等として取り組むべき事項
- 食料自給率の向上に資するよう規定される米・麦・大豆・草地畜産等に関する生産の目標
- 市町村の基本方針により規定すべき事項
- 交付金の使用方法等
- その他

# 〈参考〉 中山間地域等直接支払制度の導入の背景

○ 中山間地域等は我が国農業・農村にとって重要な位置を占めている一方、高齢化の進行等により、その多面的機能等の低下が特に懸念されることを踏まえ、平成11年に成立した食料・農業・農村基本法の規定を受け、農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動の継続、それによる多面的機能の確保を目的に、平成12年に中山間地域等直接支払制度を創設。

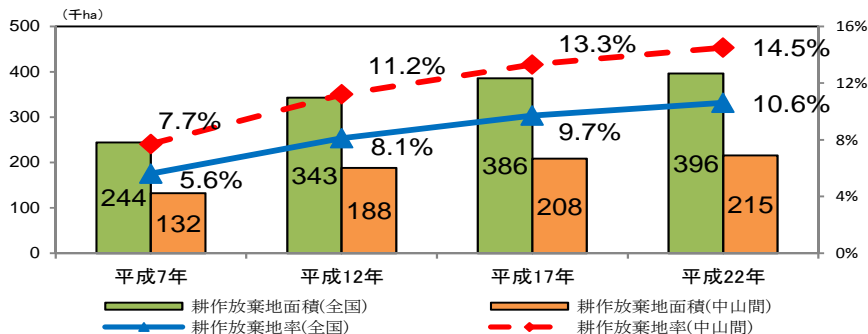
○ 中山間地域は、傾斜地が多く、平地に比べ農業生産条件が不利であり、高齢化・過疎化の進行、担い手不足、生活環境整備の遅れ等も顕著であることから、耕作放棄地の増加等による食料供給機能及び多面的機能の低下が特に懸念。

## 〈高齢化率の推移〉



資料：総務省「国勢調査」  
注1：高齢化率は、65歳以上の割合。  
注2：平成17年及び平成22年の中山間地域の値は、旧市区町村単位により、農林水産省大臣官房政策課が集計。

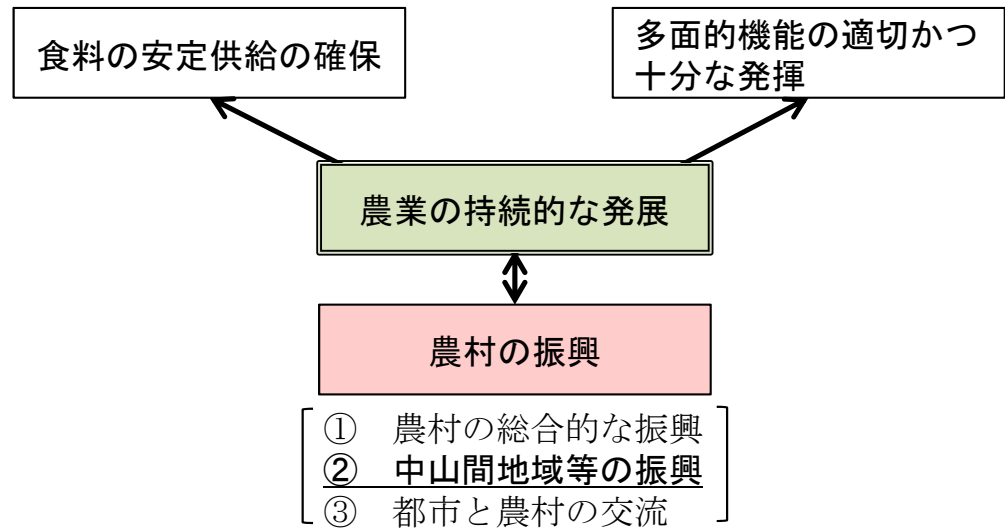
## 〈耕作放棄地率の推移〉



資料：農林水産省「(世界)農林業センサス」(組替)  
注：農業地域類型区分は、平成7年は平成7年9月改定のもの、平成12年は平成13年11月改定のもの、平成17年及び平成22年は平成20年6月改定のものを使用。

○ 食料・農業・農村基本法に基づく施策の一つとして、平成12年度に中山間地域等直接支払制度を創設。

## 〈食料・農業・農村基本法における基本理念〉



## 食料・農業・農村基本法（平成11年法律106号）

### （中山間地域等の振興）

#### 第35条第2項

国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。

# <参考> 中山間地域等直接支払制度の概要①(交付要件・単価、交付金の流れ)

○ 本制度は、農業生産条件の不利な中山間地域において、集落を単位に農用地を維持・管理するための取り決めとなる協定を締結し、それにしたがって農業生産活動を行う農業者に対し、傾斜度に応じた単価を交付。

## 対象となる地域等

### 1 対象となる地域と交付対象となる農用地の基準

本制度では、過疎法などの地域振興立法で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農地（対象農用地）が交付対象。

#### (1) 対象となる地域

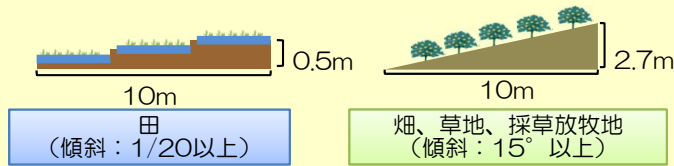
- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」等によって指定された地域。
- ② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

#### (2) 対象農用地の基準

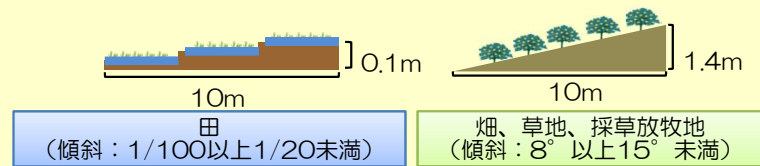
地目毎にその傾斜度等を満たすことが要件となり、それによって交付単価を設定。

#### <傾斜地基準>

##### ○ 急傾斜地



##### ○ 緩傾斜地



- その他、小区画・不整形な田、積算気温が低く、草地比率の高い草地など
- 都道府県知事が定める基準に該当する農用地

### 2 主な交付単価

地目	区分	交付単価(円/10a)
田	急傾斜(1/20以上)	21,000
	緩傾斜(1/100以上)	8,000
畑	急傾斜(15°以上)	11,500
	緩傾斜(8°以上)	3,500
草地	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500

## 協定の策定と活動の流れ

### ① 協定作成

↓ 集落の現状把握、目標、役割分担等を地域で話し合い、集落マスタープラン、活動内容、交付金の使用方法等を定めた協定を作成。

### ② 協定の認定

↓ 作成した協定を市町村に提出し、市町村長が認定。

### ③ 活動の実施

↓ 協定に基づき、活動を実施。

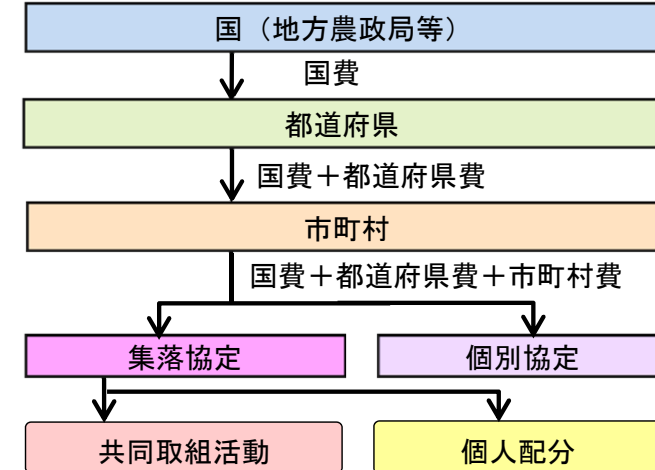
### ④ 実施状況の確認

協定に基づく活動等の実施状況を市町村が確認。



【集落での話し合い】

## 交付の流れ



#### <負担割合>

国	1/2
都道府県	1/4
市町村	1/4

※ 集落協定とは、対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。  
個別協定とは、認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間における利用権の設定等や農作業受委託契約に基づき締結する協定。

# 〈参考〉 中山間地域等直接支払制度の概要②(活動内容)

- 本制度では、農業生産活動等の適切な実施を促すため、基礎的な活動のみの場合は、基礎単価、それに加えて前向きな活動に取り組む場合には、満額単価を交付。
- 平成26年度からは、多面的機能支払が創設され、中山間地域等直接支払に取り組む集落では多面的機能支払にも取り組むよう推進しているところ。

## ①農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価（単価の80%を交付）

農業生産活動等を継続するための活動を規定

- ・ 農業生産活動等  
例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- ・ 多面的機能を増進する活動（選択実施）  
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護



【集落共同の水路清掃】 【周辺林地の管理】 【水路の簡易補修】 【景観作物の作付】

## ②体制整備のための前向きな取組：体制整備単価（単価の100%を交付）

将来に向けて農業生産活動を継続するためのより前向きな取組を規定

- 例：機械・農作業の共同化、高付加価値型農業の実践、地場産農産物等の加工販売、新規就農者の確保、担い手への農地集積、集団的かつ持続可能な体制整備



【機械の共同化】 【棚田農業体験】 【地場農産物の直売】

## 加算措置

- 通常の交付単価に加え、特別な取組を行う場合には交付単価に一定額を加算

名称	内容	単価
小規模・高齢化集落支援加算	協定集落が、小規模集落の農地を取り込み、農業生産活動等を行う場合に、新たに取り込んだ面積に加算	田の場合 4,500円/10a
集落連携促進加算	集落同士が連携して新たな人材呼び込み等の活動を行う場合に協定面積全体に加算	地目問わず 2,000円/10a

規模拡大加算、土地利用調整加算、法人設立加算

## 多面的機能支払の実施促進

- 平成26年度から多面的機能支払を創設
  - （農地維持支払）多面的機能を支える共同活動
  - （資源向上支払）地域資源の質的向上を図る共同活動
- 協定集落でも多面的機能支払の実施を促進

これまで中山間地域等直接支払で実施していた水路・農道等の管理を農地維持支払で行うことにより、本交付を他の共同取組活動等に活用することが可能。

# 〈参考〉 中山間地域の現状

○ 中山間地域は、本制度創設時に比べ、耕地面積、農家数とも減っているものの、全国に占める割合は4割程度。また、農家産出額に占める割合も4割程度で、今後とも国民への食料供給等の面で重要な役割を担う。

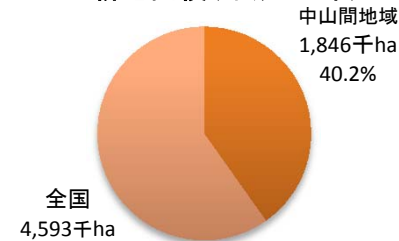
平成12年の中山間地域の主要指標

平成22年の中山間地域の主要指標

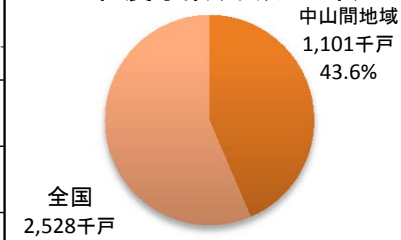
	単位	全国	中山間地域		
			中間農業地域	山間農業地域	
①総面積	千ha	37,179 (100.0)	25,277 (68.0)	11,904 (32.0)	13,373 (36.0)
②耕地面積	千ha	4,866 (100.0)	2,013 (41.4)	1,500 (30.8)	513 (10.5)
③総世帯数	千戸	44,108 (100.0)	5,479 (12.4)	3,990 (9.0)	1,489 (3.4)
④総農家数	千戸	3,120 (100.0)	1,318 (42.2)	915 (29.3)	403 (12.9)
④／③	%	[7.1]	[24.1]	[22.9]	[27.1]
⑤販売農家数 (千戸)	千戸	2,336 (100.0)	970 (41.5)	701 (30.0)	269 (11.5)
⑥総人口	千人	125,570 (100.0)	17,465 (13.9)	12,860 (10.2)	4,605 (3.7)
⑦高齢化率 (65歳以上)	%	17.4%	25.5%	24.4%	28.4%
⑧販売農家人口 (世帯員)	千人	10,467 (100.0)	4,129 (39.4)	3,018 (28.8)	1,111 (10.6)
⑧／⑥	%	[8.3]	[23.6]	[23.5]	[24.1]
⑨農業産出額	億円	92,574 (100.0)	34,168 (36.9)	26,694 (28.8)	7,474 (8.1)

	単位	全国	中山間地域		
			中間農業地域	山間農業地域	
①総面積	千ha	37,171 (100.0)	27,141 (73.0)	11,809 (31.8)	15,332 (41.2)
②耕地面積	千ha	4,593 (100.0)	1,846 (40.2)	1,339 (29.2)	507 (11.0)
③総世帯数	千戸	51,951 (100.0)	5,296 (10.2)	3,866 (7.4)	1,429 (2.8)
④総農家数	千戸	2,528 (100.0)	1,101 (43.6)	769 (30.4)	332 (13.1)
④／③	%	[4.9]	[20.8]	[19.9]	[23.2]
⑤販売農家数 (千戸)	千戸	1,631 (100.0)	685 (42.0)	496 (30.4)	189 (11.6)
⑥総人口	千人	128,057 (100.0)	14,695 (11.5)	10,857 (8.5)	3,837 (3.0)
⑦高齢化率 (65歳以上)	%	23.0%	31.1%	29.7%	34.8%
⑧販売農家人口 (世帯員)	千人	6,503 (100.0)	2,597 (39.9)	1,905 (29.3)	692 (10.6)
⑧／⑥	%	[5.1]	[17.7]	[17.6]	[18.0]
⑨農業産出額	億円	82,551 (100.0)	28,864 (35.0)	22,325 (27.0)	6,540 (7.9)

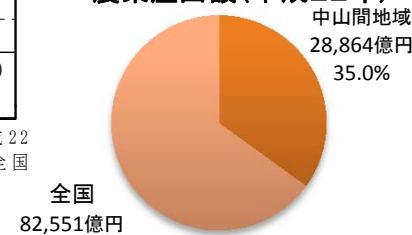
耕地面積(平成22年)



総農家数(平成22年)



農業産出額(平成22年)



資料：農林水産省「世界農林業センサス」(平成12年)、「耕地面積統計」(平成12年)「生産農業所得統計」(平成12年)、「農業経営統計調査」(平成11年)国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(平成11年)、総務省「国勢調査」(平成7年)

資料：「2010年世界農林業センサス」(組替)(①、②、④、⑥、⑦、⑩、⑪)、「平成22年耕地及び作付面積統計」(③の全国値)、「平成22年生産農業所得統計」(⑫の全国値)総務省「平成22年国勢調査」(⑤、⑧、⑨の各全国値)

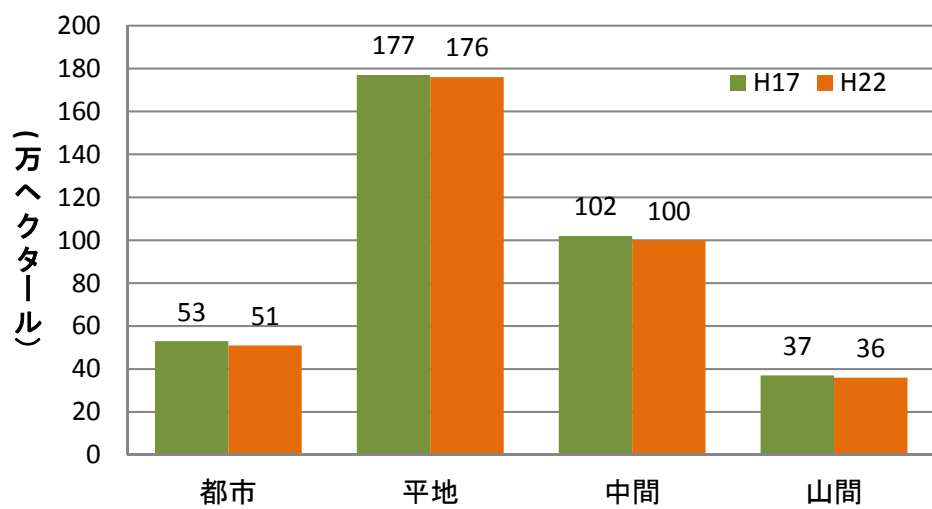
# <参考> 中山間地域における経営耕地の状況

○ 経営耕地面積は年々減少しているが、一方、耕作放棄地は増加傾向で、平成22年では耕作放棄地の5割超は中山間地域で発生。

## ○ 経営耕地面積は年々減少

<経営耕地面積の推移>

(単位：万ha)

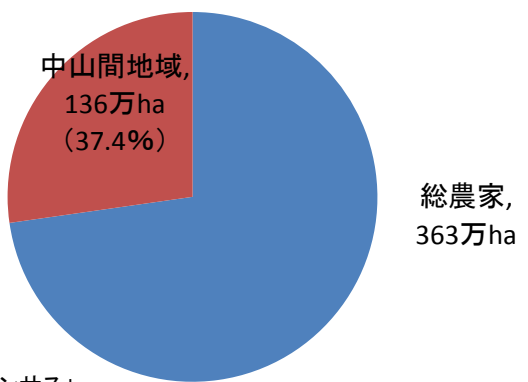


資料：農林水産省「(世界)農林業センサス」

## ○ 平成22年の経営耕地面積のうち中山間地域が4割

<経営耕地面積 (平成22年)>

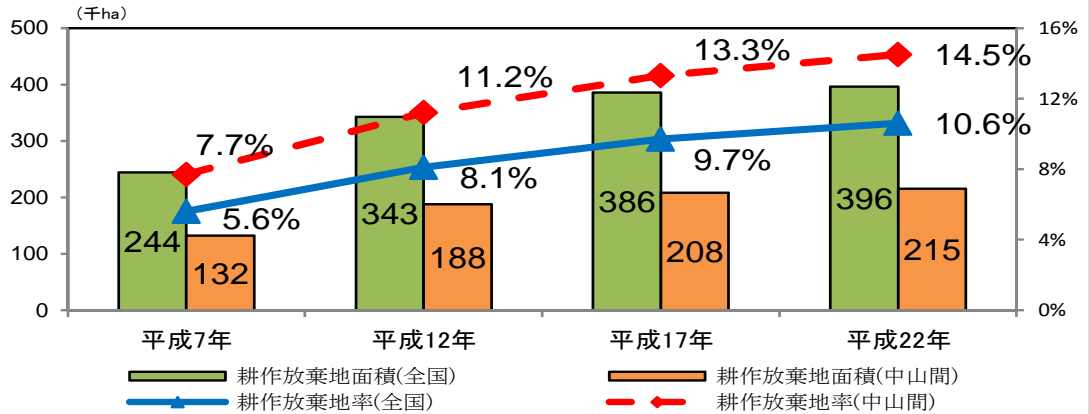
全国363万ha



資料：農林水産省「(世界)農林業センサス」

## ○ 耕作放棄地は年々増加

<耕作放棄地率の推移>

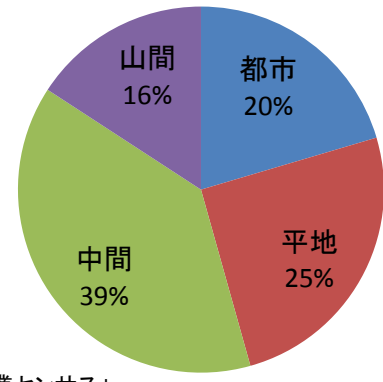


資料：農林水産省「(世界)農林業センサス」(組替)  
 注：農業地域類型区分は、平成7年は平成7年9月改定のもの、平成12年は平成13年11月改定のもの、平成17年及び平成22年は平成20年6月改定のものを使用。

## ○ 全国の耕作放棄地の5割超は中山間地域

<耕作放棄地面積 (平成22年)>

全国396万ha



資料：農林水産省「(世界)農林業センサス」

# 〈参考〉中山間地域等直接支払制度の都道府県別実施状況【平成24年度】

## (1) 交付市町村数

都道府県	市町村数	対象市町村数 ①	基本方針策 定市町村数	交付市町 村数 ②	交付市町 村率 ②/①
北海道	179	109	97	97	89%
青森県	40	32	31	31	97%
岩手県	33	32	32	31	97%
宮城県	35	14	13	13	93%
秋田県	25	23	22	22	96%
山形県	35	34	34	34	100%
福島県	59	54	46	43	80%
東北	227	189	178	174	92%
茨城県	44	9	9	9	100%
栃木県	26	14	13	11	79%
群馬県	35	23	23	20	87%
埼玉県	63	14	14	14	100%
千葉県	54	23	15	14	61%
東京都	39	3	-	-	0%
神奈川県	33	10	4	4	40%
山梨県	27	22	22	21	95%
長野県	77	73	72	72	99%
静岡県	35	25	18	18	72%
関東	433	216	190	183	85%
新潟県	30	21	21	21	100%
富山県	15	12	12	12	100%
石川県	19	16	16	16	100%
福井県	17	17	17	17	100%
北陸	81	66	66	66	100%
岐阜県	42	25	23	23	92%
愛知県	54	11	6	6	55%
三重県	29	16	15	15	94%
東海	125	52	44	44	85%

都道府県	市町村数	対象市町 村数 ①	基本方針策 定市町村数	交付市町 村数 ②	交付市町 村率 ②/①
滋賀県	19	9	9	9	100%
京都府	26	17	16	16	94%
大阪府	43	3	-	-	0%
兵庫県	41	29	21	21	72%
奈良県	39	15	14	14	93%
和歌山県	30	24	23	23	96%
近畿	198	97	83	83	86%
鳥取県	19	17	17	17	100%
島根県	19	19	19	19	100%
岡山県	27	25	25	25	100%
広島県	23	19	18	18	95%
山口県	19	17	16	16	94%
徳島県	24	17	17	17	100%
香川県	17	15	13	13	87%
愛媛県	20	18	18	18	100%
高知県	34	33	33	30	91%
中国四国	202	180	176	173	96%
福岡県	60	30	30	30	100%
佐賀県	20	19	19	18	95%
長崎県	21	21	19	19	90%
熊本県	45	39	35	35	90%
大分県	18	17	17	17	100%
宮崎県	26	21	20	20	95%
鹿児島県	43	31	24	24	77%
九州	233	178	164	163	92%
沖縄県	41	23	10	10	43%
都府県	1,540	1,001	911	896	90%
全国	1,719	1,110	1,008	993	89%

## (2) 協定数

(単位:ha)

都道府県	計	集落協定			個別協定		
		基礎単価	体制整備単価		基礎単価	体制整備単価	
北海道	367	366	59	307	1	1	-
青森県	596	589	195	394	7	1	6
岩手県	1,189	1,147	162	985	42	9	33
宮城県	232	223	111	112	9	4	5
秋田県	629	623	128	495	6	1	5
山形県	524	513	124	389	11	2	9
福島県	1,257	1,225	386	839	32	17	15
東北	4,427	4,320	1,106	3,214	107	34	73
茨城県	121	120	50	70	1	-	1
栃木県	231	224	48	176	7	-	7
群馬県	229	226	146	80	3	1	2
埼玉県	78	73	17	56	5	-	5
千葉県	150	146	104	42	4	-	4
東京都	-	-	-	-	-	-	-
神奈川県	14	14	12	2	-	-	-
山梨県	360	351	139	212	9	-	9
長野県	1,159	1,143	588	555	16	1	15
静岡県	369	366	273	93	3	1	2
関東	2,711	2,663	1,377	1,286	48	3	45
新潟県	959	942	103	839	17	2	15
富山県	326	326	40	286	-	-	-
石川県	498	488	94	394	10	-	10
福井県	299	297	58	239	2	-	2
北陸	2,082	2,053	295	1,758	29	2	27
岐阜県	898	885	313	572	13	1	12
愛知県	345	337	70	267	8	-	8
三重県	229	229	87	142	-	-	-
東海	1,472	1,451	470	981	21	1	20

都道府県	計	集落協定			個別協定		
		基礎単価	体制整備単価		基礎単価	体制整備単価	
滋賀県	137	135	21	114	2	1	1
京都府	510	507	146	361	3	-	3
大阪府	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	556	556	149	407	-	-	-
奈良県	320	320	190	130	-	-	-
和歌山県	652	647	416	231	5	1	4
近畿	2,175	2,165	922	1,243	10	2	8
鳥取県	686	673	199	474	13	1	12
島根県	1,337	1,285	311	974	52	1	51
岡山県	1,382	1,368	419	949	14	2	12
広島県	1,659	1,554	657	897	105	3	102
山口県	855	843	183	660	12	1	11
徳島県	549	545	359	186	4	3	1
香川県	462	462	306	156	-	-	-
愛媛県	972	969	531	438	3	2	1
高知県	758	756	305	451	2	-	2
中国四国	8,660	8,455	3,270	5,185	205	13	192
福岡県	639	632	108	524	7	1	6
佐賀県	542	542	120	422	-	-	-
長崎県	996	971	317	654	25	7	18
熊本県	1,378	1,367	360	1,007	11	6	5
大分県	1,186	1,157	219	938	29	4	25
宮崎県	437	437	52	385	-	-	-
鹿児島県	765	763	210	553	2	-	2
九州	5,943	5,869	1,386	4,483	74	18	56
沖縄県	12	10	2	8	2	-	2
都府県	27,482	26,986	8,828	18,158	496	73	423
全国	27,849	27,352	8,887	18,465	497	74	423

注：基礎単価とは、適正な農業生産活動等に取り組む場合の単価。

体制整備単価とは、適正な農業生産活動等に加え、機械・農作業の共同化等の体制整備に取り組む場合の単価。

### (3) 交付面積

都道府県	計	集落協定		個別協定			
		基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価		
北海道	330,700	330,678	17,800	312,879	22	22	-
青森県	11,274	10,947	2,451	8,496	327	55	272
岩手県	22,719	21,920	1,949	19,971	799	38	761
宮城県	2,099	1,997	672	1,325	102	13	89
秋田県	10,687	10,635	1,076	9,559	52	1	50
山形県	8,271	8,180	1,047	7,132	91	3	88
福島県	15,776	15,613	2,863	12,750	163	81	82
東北	70,826	69,291	10,058	59,234	1,534	192	1,343
茨城県	650	596	200	396	54	-	54
栃木県	2,210	2,010	235	1,775	200	-	200
群馬県	1,573	1,501	745	756	72	29	43
埼玉県	398	342	51	292	55	-	55
千葉県	998	994	612	381	4	-	4
東京都	-	-	-	-	-	-	-
神奈川県	98	98	79	19	-	-	-
山梨県	4,069	4,027	1,031	2,996	42	-	42
長野県	9,890	9,516	3,171	6,345	374	8	366
静岡県	3,458	3,454	1,633	1,821	4	2	2
関東	23,343	22,538	7,756	14,782	805	39	766
新潟県	20,808	20,671	1,250	19,421	137	10	127
富山県	4,619	4,619	393	4,226	-	-	-
石川県	4,842	4,777	694	4,083	65	-	65
福井県	2,455	2,447	255	2,191	9	-	9
北陸	32,724	32,513	2,592	29,922	211	10	200
岐阜県	9,032	8,909	1,606	7,303	123	4	119
愛知県	2,184	2,151	372	1,779	33	-	33
三重県	1,667	1,667	684	983	-	-	-
東海	12,883	12,727	2,662	10,064	156	4	152

(単位:ha)

都道府県	計	集落協定		個別協定			
		基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価		
滋賀県	1,569	1,557	312	1,245	12	5	7
京都府	5,186	5,167	1,057	4,110	19	-	19
大阪府	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	5,091	5,091	1,375	3,717	-	-	-
奈良県	2,757	2,757	1,246	1,511	-	-	-
和歌山県	11,551	11,544	4,079	7,465	7	4	2
近畿	26,153	26,116	8,069	18,047	37	9	28
鳥取県	8,023	7,911	1,251	6,660	112	1	111
島根県	13,229	12,561	1,863	10,698	667	5	663
岡山県	12,342	12,271	2,994	9,276	71	12	59
広島県	21,288	20,411	6,560	13,851	877	15	862
山口県	12,687	12,530	1,478	11,052	157	34	123
徳島県	3,445	3,438	1,965	1,472	8	8	0
香川県	2,941	2,941	1,740	1,201	-	-	-
愛媛県	13,927	13,921	4,709	9,212	6	5	1
高知県	6,900	6,885	1,798	5,087	15	-	15
中国四国	94,784	92,871	24,360	68,510	1,913	80	1,834
福岡県	6,393	6,377	809	5,568	16	4	12
佐賀県	8,275	8,275	1,368	6,906	-	-	-
長崎県	9,594	9,389	2,612	6,776	205	44	161
熊本県	32,857	32,728	4,127	28,601	129	41	87
大分県	15,736	15,621	1,709	13,912	116	63	53
宮崎県	5,894	5,894	493	5,400	-	-	-
鹿児島県	7,696	7,692	1,481	6,211	4	-	4
九州	86,444	85,974	12,600	73,374	469	152	317
沖縄県	4,548	4,344	672	3,672	204	-	204
都府県	351,705	346,375	68,769	277,606	5,330	487	4,843
全国	682,404	677,053	86,568	590,484	5,351	508	4,843

注：単位未満を四捨五入したので、計とその内訳の積算値は必ずしも一致しない。  
 基礎単価とは、適正な農業生産活動等に取り組む場合の単価。  
 体制整備単価とは、適正な農業生産活動等に加え、機械・農作業の共同化等の体制整備に取り組む場合の単価。

# (4) 地目別交付面積

(単位: ha)

都道府県	計	田	畑	草地	採草放牧地
北海道	330,700	37,352	5,186	288,151	11
青森県	11,274	7,339	3,614	266	55
岩手県	22,719	21,044	576	660	439
宮城県	2,099	1,945	37	51	66
秋田県	10,687	10,584	47	39	17
山形県	8,271	7,890	326	55	-
福島県	15,776	14,525	921	168	161
東北	70,826	63,328	5,521	1,239	738
茨城県	650	578	19	-	54
栃木県	2,210	2,008	2	200	-
群馬県	1,573	1,389	114	33	37
埼玉県	398	193	205	-	-
千葉県	998	880	117	-	-
東京都	-	-	-	-	-
神奈川県	98	8	90	-	-
山梨県	4,069	3,170	899	-	-
長野県	9,890	9,082	387	1	420
静岡県	3,458	313	3,140	-	5
関東	23,343	17,620	4,973	234	516
新潟県	20,808	20,440	368	-	-
富山県	4,619	4,583	36	-	-
石川県	4,842	4,610	167	61	3
福井県	2,455	2,390	66	-	-
北陸	32,724	32,023	637	61	3
岐阜県	9,032	8,772	224	4	32
愛知県	2,184	2,093	91	-	-
三重県	1,667	1,556	111	-	-
東海	12,883	12,421	426	4	32

都道府県	計	田	畑	草地	採草放牧地
滋賀県	1,569	1,518	51	-	-
京都府	5,186	5,106	80	-	-
大阪府	-	-	-	-	-
兵庫県	5,091	4,931	104	-	56
奈良県	2,757	1,339	1,416	1	-
和歌山県	11,551	1,168	10,383	-	-
近畿	26,153	14,062	12,034	1	56
鳥取県	8,023	7,878	137	-	8
島根県	13,229	12,496	304	16	414
岡山県	12,342	11,762	562	13	4
広島県	21,288	20,895	385	7	1
山口県	12,687	12,241	439	8	-
徳島県	3,445	1,248	2,195	-	2
香川県	2,941	2,362	579	-	-
愛媛県	13,927	3,284	10,614	-	29
高知県	6,900	4,932	1,846	10	112
中国四国	94,784	77,098	17,061	54	570
福岡県	6,393	3,200	3,193	0	-
佐賀県	8,275	6,199	2,075	-	-
長崎県	9,594	7,842	1,691	-	61
熊本県	32,857	14,706	4,099	2,112	11,939
大分県	15,736	14,078	538	368	753
宮崎県	5,894	3,891	1,886	1	115
鹿児島県	7,696	6,891	756	-	49
九州	86,444	56,806	14,239	2,482	12,917
沖縄県	4,548	74	4,197	277	-
都府県	351,705	273,433	59,088	4,352	14,832
全国	682,404	310,785	64,273	292,503	14,843

注：単位未満を四捨五入したので、計とその内訳の積算値は必ずしも一致しない。

# (5) 加算単価面積

(単位: ha)

都道府県	規模拡大 加算	土地利用 調整加算	小規模・高齢 化集落支援 加算	法人設立加算	
				特定農業 法人	農業生産 法人
北海道	-	-	-	-	-
青森県	1	4	2	-	-
岩手県	37	240	1	78	-
宮城県	4	-	-	-	-
秋田県	42	-	-	-	70
山形県	3	13	34	-	11
福島県	13	-	8	-	46
東北	100	258	45	78	127
茨城県	-	-	-	-	-
栃木県	-	-	-	-	-
群馬県	-	-	-	-	-
埼玉県	0	-	-	-	-
千葉県	-	-	-	-	-
東京都	-	-	-	-	-
神奈川県	-	-	-	-	-
山梨県	-	8	26	-	-
長野県	5	10	-	-	-
静岡県	-	4	-	-	-
関東	5	22	26	-	-
新潟県	42	8	532	183	199
富山県	5	18	73	11	-
石川県	1	8	134	-	28
福井県	4	4	3	4	27
北陸	52	38	742	198	253
岐阜県	-	50	24	-	115
愛知県	-	-	9	-	-
三重県	-	-	-	-	-
東海	-	50	33	-	115

都道府県	規模拡大 加算	土地利用 調整加算	小規模・高齢 化集落支援 加算	法人設立加算	
				特定農業 法人	農業生産 法人
滋賀県	1	-	-	31	-
京都府	2	25	79	12	37
大阪府	-	-	-	-	-
兵庫県	2	45	-	-	9
奈良県	-	-	-	-	13
和歌山県	1	-	25	-	-
近畿	5	70	104	43	59
鳥取県	32	-	82	-	-
島根県	87	111	361	166	5
岡山県	35	34	20	-	75
広島県	302	-	682	512	46
山口県	216	119	660	464	-
徳島県	-	-	4	-	-
香川県	3	-	24	-	-
愛媛県	-	-	56	-	-
高知県	-	-	210	-	-
中国四国	675	265	2,099	1,142	127
福岡県	-	26	-	-	-
佐賀県	0	-	-	-	-
長崎県	-	11	-	-	-
熊本県	0	-	-	-	-
大分県	3	59	96	57	90
宮崎県	0	-	83	-	34
鹿児島県	0	95	32	31	-
九州	4	191	212	88	124
沖縄県	-	-	-	-	-
都府県	842	892	3,262	1,548	805
全国	842	892	3,262	1,548	805

注：単位未満を四捨五入したので、計とその内訳の積算値は必ずしも一致しない。

# (6) 協定面積規模別集落協定数

都道府県	計	農用地面積別協定数							
		5ha未満	5ha以上 10ha未満	10ha以上 15ha未満	15ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 50ha未満	50ha以上 100ha未満	100ha以上
北海道	366	12	19	17	12	25	44	61	176
青森県	589	163	120	81	60	55	65	39	6
岩手県	1,147	323	228	116	106	152	146	65	11
宮城県	223	95	63	30	12	13	9	1	-
秋田県	623	203	122	82	60	59	60	28	9
山形県	513	171	104	60	40	55	57	25	1
福島県	1,225	419	317	192	85	90	71	46	5
東北	4,320	1,374	954	561	363	424	408	204	32
茨城県	120	85	17	11	3	3	1	-	-
栃木県	224	97	71	23	10	11	8	4	-
群馬県	226	129	56	18	12	6	4	1	-
埼玉県	73	51	19	1	1	1	-	-	-
千葉県	146	73	44	18	6	3	2	-	-
東京都	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川県	14	6	5	2	1	-	-	-	-
山梨県	351	121	88	50	39	30	14	9	-
長野県	1,143	595	292	108	57	50	25	13	3
静岡県	366	216	94	28	9	8	4	3	4
関東	2,663	1,373	686	259	138	112	58	30	7
新潟県	942	182	228	147	122	101	101	41	20
富山県	326	81	76	62	40	37	19	9	2
石川県	488	176	148	70	40	36	15	3	-
福井県	297	138	79	43	16	13	6	1	1
北陸	2,053	577	531	322	218	187	141	54	23
岐阜県	885	383	240	112	50	51	32	15	2
愛知県	337	189	90	33	13	8	3	1	-
三重県	229	131	48	15	13	19	3	-	-
東海	1,451	703	378	160	76	78	38	16	2

都道府県	計	農用地面積別協定数							
		5ha未満	5ha以上 10ha未満	10ha以上 15ha未満	15ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 50ha未満	50ha以上 100ha未満	100ha以上
滋賀県	135	44	34	21	16	12	5	3	-
京都府	507	160	164	79	54	28	16	6	-
大阪府	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	556	259	150	51	28	37	28	2	1
奈良県	320	186	68	31	9	10	7	7	2
和歌山県	647	259	142	59	36	49	57	31	14
近畿	2,165	908	558	241	143	136	113	49	17
鳥取県	673	192	203	103	71	66	26	12	-
島根県	1,285	414	430	218	95	81	39	7	1
岡山県	1,368	548	417	188	92	69	46	8	-
広島県	1,554	313	460	317	182	166	91	24	1
山口県	843	198	217	146	103	100	64	11	4
徳島県	545	277	182	51	19	13	3	-	-
香川県	462	227	163	50	14	7	-	1	-
愛媛県	969	336	258	131	56	84	59	34	11
高知県	756	285	247	99	54	47	19	5	-
中国四国	8,455	2,790	2,577	1,303	686	633	347	102	17
福岡県	632	237	185	96	50	31	23	10	-
佐賀県	542	124	137	88	54	70	52	15	2
長崎県	971	487	218	98	67	56	33	10	2
熊本県	1,367	433	304	212	124	107	95	63	29
大分県	1,157	333	275	196	117	129	77	27	3
宮崎県	437	118	143	59	38	36	24	18	1
鹿児島県	763	340	190	77	54	59	31	10	2
九州	5,869	2,072	1,452	826	504	488	335	153	39
沖縄県	10	-	-	-	1	1	-	1	7
都府県	26,986	9,797	7,136	3,672	2,129	2,059	1,440	609	144
全国	27,352	9,809	7,155	3,689	2,141	2,084	1,484	670	320

# (7) 集落協定の概要

(単位:人、ha、万円)

都道府県	1協定当たりの平均			1市町村当たりの平均		
	参加者数	交付面積	交付金額	協定数	交付面積	交付金額
北海道	54	903	2,256	4	3,409	8,514
青森県	25	19	166	20	365	3,265
岩手県	26	19	297	37	707	10,993
宮城県	16	9	130	17	154	2,234
秋田県	22	17	181	28	483	5,138
山形県	22	16	238	15	241	3,588
福島県	22	13	154	28	363	4,390
東北	23	16	206	25	401	5,154
茨城県	17	5	50	13	66	663
栃木県	17	9	102	22	201	2,282
群馬県	25	7	80	12	79	956
埼玉県	23	5	42	6	26	235
千葉県	22	7	87	10	71	912
東京都	-	-	-	-	-	-
神奈川県	26	7	53	4	25	187
山梨県	36	11	147	17	192	2,455
長野県	25	8	148	16	132	2,345
静岡県	18	9	90	20	192	1,829
関東	24	8	119	15	125	1,760
新潟県	30	22	339	45	984	15,226
富山県	24	14	231	27	385	6,270
石川県	20	10	136	31	299	4,147
福井県	21	8	139	17	144	2,425
北陸	25	16	245	31	493	7,614
岐阜県	26	10	138	38	387	5,329
愛知県	19	6	74	56	358	4,142
三重県	22	7	111	15	111	1,699
東海	23	9	119	33	289	3,929

都道府県	1協定当たりの平均			1市町村当たりの平均		
	参加者数	交付面積	交付金額	協定数	交付面積	交付金額
滋賀県	28	12	179	17	195	3,026
京都府	28	10	134	32	323	4,256
大阪府	-	-	-	-	-	-
兵庫県	22	9	169	26	242	4,463
奈良県	17	9	104	23	197	2,382
和歌山県	25	18	203	28	502	5,723
近畿	24	12	162	26	318	4,281
鳥取県	21	12	166	40	465	6,589
島根県	17	10	143	76	739	10,825
岡山県	17	9	133	55	491	7,274
広島県	20	13	179	86	1,134	15,417
山口県	20	15	182	53	783	9,580
徳島県	16	6	74	32	202	2,366
香川県	15	6	91	36	226	3,248
愛媛県	24	14	175	54	773	9,447
高知県	18	9	130	25	230	3,273
中国四国	19	11	149	49	543	7,365
福岡県	18	10	135	21	213	2,853
佐賀県	26	15	235	30	460	7,067
長崎県	19	10	151	51	494	7,701
熊本県	24	24	185	39	935	7,229
大分県	20	14	207	68	919	14,109
宮崎県	24	13	175	22	295	3,813
鹿児島県	27	10	108	32	320	3,419
九州	22	15	172	36	527	6,198
沖縄県	199	434	1,508	1	483	1,676
都府県	22	13	167	30	390	5,090
全国	22	25	195	28	687	5,427

## (8) 農業生産活動等の継続に向けた活動の内容 (1/2)

都道府県	A要件											B要件			C要件
	A要件選択協定数	協定農用地の拡大	機械・農作業の共同化	高付加価値型農業の実践	地場産農産物等の加工・販売	農業生産条件の強化	新規就農者の確保	認定農業者の育成	多様な担い手の確保	担い手への農地集積	担い手への農作業の委託	B要件選択協定数	集落を基礎とした営農組織の育成	担い手集積化	集団的かつ持続可能な体制整備
北海道	208	53	99	6	18	66	110	129	-	12	12	14	3	11	169
青森県	71	18	18	19	5	19	5	65	5	4	3	1	-	1	347
岩手県	411	182	290	24	38	139	11	107	9	21	85	5	5	-	712
宮城県	66	32	40	14	2	13	3	25	7	2	25	6	3	3	103
秋田県	22	8	13	2	2	6	1	8	1	4	2	1	-	1	478
山形県	97	38	63	19	11	37	12	21	10	19	14	5	3	2	322
福島県	246	94	135	60	30	69	18	58	6	42	89	15	7	8	740
東北	913	372	559	138	88	283	50	284	38	92	218	33	18	15	2,702
茨城県	19	4	19	2	-	1	13	5	-	1	5	1	1	-	69
栃木県	105	29	59	15	4	55	2	11	9	2	41	-	-	-	126
群馬県	10	6	4	-	2	-	4	11	-	1	1	-	-	-	72
埼玉県	16	1	10	8	7	1	8	2	4	-	1	-	-	-	44
千葉県	3	-	1	2	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	40
東京都	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
山梨県	63	27	22	25	8	-	10	27	7	4	11	-	-	-	168
長野県	139	75	50	28	6	28	56	61	9	8	15	4	2	2	481
静岡県	26	2	14	12	9	-	9	7	3	-	1	-	-	-	68
関東	381	144	179	92	36	86	102	125	33	16	75	5	3	2	1,070
新潟県	104	36	51	15	4	36	10	52	6	8	15	11	2	9	765
富山県	36	12	30	3	5	8	5	4	2	5	7	23	14	9	262
石川県	21	19	3	-	5	13	-	1	1	-	1	7	3	4	367
福井県	24	8	13	13	2	-	2	2	4	4	4	7	1	6	229
北陸	185	75	97	31	16	57	17	59	13	17	27	48	20	28	1,623
岐阜県	127	68	65	9	10	19	8	15	4	19	54	19	7	12	536
愛知県	6	3	3	3	-	-	1	1	1	2	1	-	-	-	266
三重県	31	16	28	2	5	3	1	5	2	-	3	6	6	-	132
東海	164	87	96	14	15	22	10	21	7	21	58	25	13	12	934

注：体制整備単価の交付を受けるためには、A～Cの各要件からいずれかの項目（A要件については2項目以上）を選択して目標を設定し、当該要件を達成する必要がある。

## (8) 農業生産活動等の継続に向けた活動の内容 (2/2)

都道府県	A要件											B要件			C要件
	A要件選択協定数	協定農用地の拡大	機械・農作業の共同化	高付加価値型農業の実践	地場産農産物等の加工・販売	農業生産条件の強化	新規就農者の確保	認定農業者の育成	多様な担い手の確保	担い手への農地集積	担い手への農作業の委託	B要件選択協定数	集落を基礎とした営農組織の育成	担い手集積化	集団的かつ持続可能な体制整備
滋賀県	6	2	2	1	1	1	-	1	2	1	4	2	1	1	111
京都府	81	30	42	6	15	4	27	35	6	9	21	15	12	3	345
大阪府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	69	48	45	13	17	20	10	13	3	8	32	24	19	5	357
奈良県	16	-	13	1	1	4	2	12	-	-	2	-	-	-	115
和歌山県	132	39	22	52	15	28	47	104	7	2	-	-	-	-	157
<b>近畿</b>	<b>304</b>	<b>119</b>	<b>124</b>	<b>73</b>	<b>49</b>	<b>57</b>	<b>86</b>	<b>165</b>	<b>18</b>	<b>20</b>	<b>59</b>	<b>41</b>	<b>32</b>	<b>9</b>	<b>1,085</b>
鳥取県	33	14	24	3	7	2	12	9	-	3	8	11	8	3	464
島根県	257	86	218	42	36	66	16	13	5	28	76	83	36	49	807
岡山県	202	83	168	14	23	34	39	53	7	23	36	23	17	6	922
広島県	183	88	118	21	25	45	11	22	5	40	33	124	24	100	733
山口県	108	37	69	14	12	26	18	21	5	28	41	49	11	40	628
徳島県	80	44	27	8	16	2	41	44	8	17	30	-	-	-	162
香川県	9	6	6	1	2	1	1	1	1	-	-	1	-	1	146
愛媛県	190	21	59	136	7	41	53	144	4	2	8	-	-	-	279
高知県	203	58	138	14	48	47	59	46	3	8	55	2	1	1	405
<b>中国四国</b>	<b>1,265</b>	<b>437</b>	<b>827</b>	<b>253</b>	<b>176</b>	<b>264</b>	<b>250</b>	<b>353</b>	<b>38</b>	<b>149</b>	<b>287</b>	<b>293</b>	<b>97</b>	<b>200</b>	<b>4,546</b>
福岡県	78	23	54	21	12	5	14	30	8	-	9	3	3	-	485
佐賀県	84	37	51	11	10	36	17	20	4	1	11	-	-	-	395
長崎県	123	67	92	11	10	5	22	48	2	13	67	4	3	1	600
熊本県	71	19	50	11	6	17	4	36	6	9	20	9	7	2	979
大分県	101	27	88	7	11	14	14	24	8	8	35	19	13	6	870
宮崎県	90	41	70	13	15	16	9	29	10	3	15	-	-	-	350
鹿児島県	188	52	91	15	13	48	28	55	4	50	97	44	2	42	494
<b>九州</b>	<b>735</b>	<b>266</b>	<b>496</b>	<b>89</b>	<b>77</b>	<b>141</b>	<b>108</b>	<b>242</b>	<b>42</b>	<b>84</b>	<b>254</b>	<b>79</b>	<b>28</b>	<b>51</b>	<b>4,173</b>
沖縄県	4	-	2	-	-	-	2	4	-	-	-	-	-	-	4
<b>都府県</b>	<b>3,951</b>	<b>1,500</b>	<b>2,380</b>	<b>690</b>	<b>457</b>	<b>910</b>	<b>625</b>	<b>1,253</b>	<b>189</b>	<b>399</b>	<b>978</b>	<b>524</b>	<b>211</b>	<b>317</b>	<b>16,137</b>
<b>全国</b>	<b>4,159</b>	<b>1,553</b>	<b>2,479</b>	<b>696</b>	<b>475</b>	<b>976</b>	<b>735</b>	<b>1,382</b>	<b>189</b>	<b>411</b>	<b>990</b>	<b>538</b>	<b>214</b>	<b>328</b>	<b>16,306</b>

注：体制整備単価の交付を受けるためには、A～Cの各要件からいずれかの項目（A要件については2項目以上）を選択して目標を設定し、当該要件を達成する必要がある。